

令和 7年 3月14日
(2025年)

業 者 各 位

技 術 管 理 課

熱中症対策に資する現場管理費補正（真夏日補正）の試行について

このことについて、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、現場管理費の補正を試行します。

つきましては、「和歌山市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領」を定めましたので、ご確認ください。

1 概要

工事期間中の真夏日日数に応じて、工事現場の熱中症対策に係る経費として、受注者から希望があった場合に現場管理費の補正を行うもの。

真夏日補正による対策…作業員個人に対する熱中症対策
例) 塩飴、経口補水液、空調服、熱中症対策キット等

(1) 対象工事

和歌山市が発注する建設工事のうち、受注者から希望があったものを対象とする。
ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- ・主たる工種が屋内作業である工事
- ・建築工事

※対象工事の場合は、特記仕様書等にその旨記載します。

(2) 積算方法等

現場管理費の補正は、変更契約において行うものとし、真夏日率に応じて真夏日補正值を算出し、現場管理費を補正する。

対象純工事費 × ((現場管理费率 × 補正係数) + **補正值**)

補正值 (%) = 真夏日率^{※1} × 補正係数 (1.2)

※1 : 真夏日率 = 工事期間中の真夏日^{※2} ÷ 工期

※2 : 日最高気温 30℃以上 または W B G T 値 2 5 以上

2 適用時期

令和7年4月1日以降に公告する工事

3 その他

詳細については、和歌山市ホームページに掲載の次の要領等をご確認ください。

- ・和歌山市熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領
- ・真夏日率等算定表